官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一四一）　二
○気象業務法施行令の一部を改正する政令（一四二）　二
〔法規的告示〕
○輸出貿易管理令第四条第三項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件（経済産業五八）　二
〔その他告示〕
○天皇皇后両陛下は第七十六回全国植樹祭に行幸啓になる件（宮内庁五）　二
○特定国外派遣組織を指定する件（総務一八三）　三
○情報の保護に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（外務一四五）　三
○返納を命じた旅券を無効とする件（同一四六）　五
○高速自動車国道に関する件（国土交通五七五）　五
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（関東地方整備局一七〇）　六
○道路に関する件（同一七一）　六
○道路に関する件（四国地方整備局四一～四四）　七
○都市計画に関する件（九州地方整備局六四）　七
○都市計画に関する件（沖縄総合事務局一一）　七
〔国会事項〕
内閣　公正取引委員会　八
〔人事異動〕
内閣　公正取引委員会　八
〔皇室事項〕
官庁事項　九
〔官庁報告〕
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　九
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　一〇
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　一〇
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一〇
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（静岡労働局最低工賃公示一）　一〇
国土調査法による地図及び簿冊の作成公告（国土交通省）　一〇
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配七一、七二）　一二
〔公　告〕
諸事項
官庁　公示送達、建築基準適合判定資格者の登録の消除関係　一二
裁判所　相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一三〇
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第百四十一号）（国土交通省）

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和七年法律第八十六号）の施行期日は、令和八年五月二十九日とする。

◇気象業務法施行令の一部を改正する政令（政令第百四十二号）（国土交通省）

1　洪水の特別警報の方法

気象庁が行う洪水の特別警報の方法を定める。（第五条関係）

2　高潮の共同警報の通知先

気象庁が国土交通大臣及び都道府県知事と共同して行う高潮の警報の通知先について、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関と定める。（第八条第四号関係）

3　洪水の特別警報の通知先

気象庁が行う洪水の特別警報の通知先について、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関と定める。（第九条関係）

4　施行期日

この政令は、気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年五月二十九日）から施行する。（附則関係）

政　令

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百四十一号

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和七年法律第八十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年五月二十九日とする。

国土交通大臣　金子　恭之

内閣総理大臣　高市　早苗

気象業務法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百四十二号

気象業務法施行令の一部を改正する政令

内閣は、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十三条の二第一項、第十五条第一項及び第十五条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の表に次のように加える。

洪水特別警報	洪水に関する特別警報

第八条第四号中「又は第三項」を「から第四項まで」に改める。

第九条の表土砂崩れ特別警報の項中「土砂崩れ特別警報」を「土砂崩れ特別警報洪水特別警報」に改める。

附　則

この政令は、気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和七年法律第八十六号）の施行の日（令和八年五月二十九日）から施行する。

国土交通大臣　金子　恭之

内閣総理大臣　高市　早苗

法規的告示

○経済産業省告示第五十八号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第三項第二号イ、第三号及び第四号の規定に基づき、平成十六年経済産業省告示第百七十三号（輸出貿易管理令第四条第三項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物）の一部を次の表のように改正する。

令和八年四月十七日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
輸出貿易管理令第四条第三項第二号イ、第三号及び第四号の経済産業大臣が告示で定める貨物は、同令別表第二の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物のうち、次のいずれかに該当するものとする。	輸出貿易管理令第四条第三項第二号イ、第三号及び第四号の経済産業大臣が告示で定める貨物は、同令別表第二の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物のうち、次のいずれかに該当するものとする。
一～三十　（略）	一～三十　（略）
三十一　ペルフルオロオクタン酸関連物質（次に掲げるものをいう。）	三十一　ペルフルオロオクタン酸関連物質であって次に掲げるもの
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
三十二　（略）	三十二　（略）
三十三　ペルフルオロ（ヘキサン－一－スルホン酸）関連物質（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第三十七号の規定に基づき化学物質を定める省令（令和八年厚生労働省、経済産業省、環境省令第三号）に規定するものをいう。）	（新設）
三十四～三十七　（略）	三十三～三十六　（略）

附　則

この告示は、令和八年六月十七日から施行する。

その他告示

○宮内庁告示第五号

天皇皇后両陛下は、愛媛県において開催される第七十六回全国植樹祭に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、五月十六日から同月十七日まで同県へ行幸啓になる。

令和八年四月十七日

宮内庁長官　黒田武一郎

○総務省告示第百八十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年四月十七日

総務大臣　林　芳正

一　名　　称　米比主催多国間共同訓練バリカタン26参加部隊

二　国外派遣期間　令和八年五月九日まで

三　派遣人数（概数）　千四百人程度

四　派遣地域　フィリピン共和国

○外務省告示第百四十五号

令和七年十二月十九日に東京で、情報の保護に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の署名が行われ、同協定は令和八年三月二十七日に効力を生じた。

令和八年四月十七日

外務大臣　茂木　敏充

情報の保護に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定

前文

日本国政府及びニュージーランド政府（以下「両締約国政府」といい、個別に「締約国政府」という。）は、

両締約国政府の間で交換される秘密の情報が国家安全保障のため相互に保護されることを確保することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この協定の適用上、

a　「秘密情報」とは、提供締約国の国内法令及び政策に従っていずれかの秘密指定に分類された全ての情報をいう。秘密情報は、その形態のいかんにかかわらず、提供締約国政府の権限のある当局によって作成され、当該権限のある当局の使用のために作成され、又は当該権限のある当局の管轄の下にあるものとする。

b　「権限のある当局」とは、各締約国政府により、秘密情報及び送付済秘密情報の保護について国内法令及び政策に基づくそれぞれの権限の範囲内で責任を有する当局として指定される締約国政府の機関をいう。

c　「契約者」とは、受領締約国政府との間の契約を履行する個人又は団体（下請契約者を含む。）をいう。

d　「知る必要」とは、公的に与えられた任務の遂行のために秘密情報及び送付済秘密情報にアクセスする必要性をいう。

e　「秘密情報取扱資格」とは、秘密情報及び送付済秘密情報を確実に取り扱うための適格性であって各締約国政府の適当な手続により個人に付与されるものをいう。

f　「提供締約国政府」とは、受領締約国政府に対して秘密情報を送付する締約国政府をいう。

g　「受領締約国政府」とは、提供締約国政府から秘密情報の送付を受ける締約国政府をいう。

h　「秘密指定」とは、締約国政府によって与えられる識別であって、情報に与えられなければならない必要な保護の水準を示すためのものをいう。

i　「第三者」とは、この協定の締約国政府でないものをいう。ただし、この協定の適用上、いずれかの締約国政府が与える秘密情報取扱資格を有する個人は、第三者とはみなさない。

j　「送付済秘密情報」とは、両締約国政府の間で直接又は間接に送付される秘密情報をいう。秘密情報は、受領締約国政府が受領した時に送付済秘密情報となる。

第二条　秘密保持の原則

送付済秘密情報は、この協定の規定に基づいて保護される。受領締約国政府は、この協定の規定に基づいて、かつ、自国の国内法令及び政策に従い、送付済秘密情報について、対応する秘密指定の水準において自国の秘密情報に与えている保護と同じ水準の保護を与える。

第三条　国内法令の変更

各締約国政府は、この協定の下での送付済秘密情報の保護に影響を及ぼす自国の国内法令の変更について、他方の締約国政府に通報する。この場合には、両締約国政府は、第十九条に規定するところに従ってこの協定の可能な改正について検討するため、第十七条に規定するところに従って相互に協議する。その間、送付済秘密情報は、この協定の規定が受領締約国の国内法令及び政策に合致する限り、引き続きこの協定の規定に基づいて保護される。ただし、提供締約国政府の書面による別段の承認がある場合は、この限りでない。

第四条　秘密指定

1　この協定に基づいて提供される秘密情報には、４に規定するいずれかの秘密指定を表示する。

2　表示が物理的に不可能な秘密情報については、提供締約国政府は、受領締約国政府に対して秘密指定を通報する。提供締約国政府は、受領締約国政府の要請がある場合には、書面により秘密指定を通報する。

3　受領締約国政府は、実行可能な場合には、全ての送付済秘密情報に、提供締約国政府名及び４に規定する受領締約国政府の対応する秘密指定を表示する。

4　対応する秘密指定は、次のとおりとする。

日本国	ニュージーランド
極秘（機密）／特定秘密（機密）	TOP SECRET
極秘／特定秘密	SECRET
秘／重要経済安保情報	CONFIDENTIAL
対応する秘密指定はないが、ニュージーランド政府により別段の通報がある場合を除くほか、秘として保護する。	RESTRICTED

第五条　秘密保持当局

1　国家秘密保持当局は、次のとおりとする。

日本国政府については、外務省

ニュージーランド政府については、外務貿易省

2　国家秘密保持当局は、この協定の実施及び解釈に関する調整及び連絡のための部局としての役割を果たす。

3　国家秘密保持当局及び権限のある当局は、その権限の範囲内で、この協定の実施状況を把握する。

4　両締約国政府は、それぞれの締約国政府の権限のある当局を外交上の経路を通じて書面により相互に通報する。

第六条　送付済秘密情報の使用

1　受領締約国政府は、提供締約国政府の事前の書面による承認を得ることなく、第三者に対して送付済秘密情報を提供してはならない。

2　受領締約国政府は、自国の国内法令及び政策並びに提供締約国政府によって適用される制限に従って、受領締約国政府の権限のある当局の通常の任務のためにのみ送付済秘密情報を使用する。

3　提供締約国政府は、受領締約国政府による送付済秘密情報の使用、開示及び提供に係る追加的な制限並びに送付済秘密情報へのアクセスに係る追加的な制限を書面により定めることができ、また、受領締約国政府は、これらの制限に従う。

4　受領締約国政府は、自国の国内法令及び政策に従って、送付済秘密情報に関係する特許権、著作権又は企業秘密のような知的財産権を遵守する。

5　各締約国政府は、秘密情報取扱資格を有しており、かつ、秘密情報及び送付済秘密情報にアクセスすることを許可されている個人の登録簿を保持する。

6　受領締約国政府は、自国の国内法令及び政策に従って、送付済秘密情報の配布及び送付済秘密情報へのアクセスを管理するために、送付済秘密情報の識別、所在、目録及び管理の手続を定めておくものとする。

7　提供締約国政府は、受領締約国政府に提供した送付済秘密情報の秘密指定のその後の変更について、受領締約国政府に通報することができる。

8　受領締約国政府は、提供締約国政府の権限のある当局の事前の書面による承認を得ることなく、送付済秘密情報の秘密指定を変更してはならない。

第七条　送付済秘密情報へのアクセス

1　いかなる個人も、階級、地位又は秘密情報取扱資格のみにより、送付済秘密情報にアクセスする権利を有しないものとする。

2　送付済秘密情報へのアクセスは、知る必要があり、かつ、受領締約国の国内法令及び政策に従って秘密情報取扱資格を付与された個人に対してのみ認められる。当該個人は、アクセスを認められる前に、送付済秘密情報の保護についての自己の責任に関して説明を受ける。

3　受領締約国政府は、個人に対して秘密情報取扱資格を付与する決定が、国家安全保障上の利益と合致し、並びに当該個人が秘密情報及び送付済秘密情報を取り扱うに当たり信用でき、かつ、信頼し得るか否かを示す全ての関連する情報に基づいて行われることを確保するために適当な措置をとる。

4　受領締約国政府は、秘密情報及び送付済秘密情報へのアクセスを認めようとする個人に関し、3に規定する基準が満たされていることを確保するため、自国の国内法令及び政策に従って適当な手続を実施する。

5　提供締約国政府の代表者が受領締約国政府の代表者に対し秘密情報を提供する前に、提供締約国政府は、受領締約国政府の関係する権限のある当局から、予定される受領者が、知る必要があり、かつ、必要な水準の秘密情報取扱資格であって第四条の規定に基づく対応する秘密指定の水準に応じたものを有していることについて保証を得る。

第八条　訪問

1　両締約国政府は、それぞれの秘密保持制度が合理的な程度に同等のものとなることを達成するため、それぞれの秘密保持の手続について議論し、及びその実施を視察することを目的として、両締約国政府の代表者による相互訪問を通じてこの協定の実施を促進することができる。

2　一方の締約国政府の個人が他方の締約国政府によって保持されている秘密情報にアクセスすることを伴う訪問は、当該他方の締約国政府の事前の承認によってのみ行われる。両締約国政府は、当該訪問の承認を、知る必要があり、かつ、前条の規定に従って必要な水準の秘密情報取扱資格を有する当該個人に対してのみ与えることができることに合意する。

第九条　送付済秘密情報の開示

受領締約国政府は、自国の関係法令及び政策に基づく開示請求であってこの協定に基づいて提供された送付済秘密情報に関係するものを受けた場合には、自国の関係法令及び政策に従い、そのとる措置を書面により適時に提供締約国政府に通報する。

第十条　送付されている間の秘密情報の保護

1　秘密情報は、それぞれの締約国の国内法令及び政策に従い、政府間の経路を通じて両締約国政府の間で送付される。提供締約国政府は、全ての秘密情報の保管、管理及び秘密保持について、受領締約国政府が当該秘密情報を受領するまで責任を有する。

2　両締約国政府の間で送付されている間の秘密情報の秘密保持に関する最低限の義務は、提供締約国の国内法令及び政策に合致するものとする。

第十一条　送付済秘密情報の保管

1　各締約国政府は、送付済秘密情報が保管されている施設の保安並びに各施設における送付済秘密情報の管理及び保護の責任を有する個人の配置を確保するために適当な措置をとる。

2　受領締約国政府は、第七条の規定に従い許可されている個人に対してのみアクセスが認められることを確保する方法によって送付済秘密情報を保管する。

第十二条　送付済秘密情報の破壊

送付済秘密情報の破壊は、受領締約国の国内法令及び政策に従い、当該送付済秘密情報の全部又は一部の復元を防止する方法によって行われる。

第十三条　送付済秘密情報の複製及び翻訳

1　受領締約国政府は、送付済秘密情報を複製する場合（形式のいかんを問わず、翻訳する場合を含む。）には、秘密指定の表示を含めるものとし、及びこのような複製された送付済秘密情報を送付済秘密情報の原本と同じ管理の下に置くものとする。

2　受領締約国政府は、送付済秘密情報の翻訳が、知る必要があり、かつ、第七条の規定に従って必要な水準の秘密情報取扱資格を有する個人によって行われることを確保する。

第十四条　契約者への送付済秘密情報の提供

受領締約国政府は、送付済秘密情報を契約者に対して提供する前に、自国の国内法令及び政策に従い、次のことを確保するために適当な措置をとる。

a　契約者が、この協定の関連する規定において両締約国政府に求められる基準を使用することによって送付済秘密情報の保護のための措置を適用し、及び維持すること。

b　契約者が送付済秘密情報の全部又は一部を使用して作成する情報が、当該送付済秘密情報の原本と同等の受領締約国政府の秘密指定の水準で表示され、かつ、当該原本と同等の保護を受けること。

c　受領締約国政府が、送付済秘密情報がこの協定の関連する規定において求められる方法と同様の方法によって保護されることを確保するため、送付済秘密情報が保管され、又は送付済秘密情報へのアクセスが行われる各契約者の施設において、最初の及び定期的な保安検査を実施すること。

第十五条　秘密保持に係る事象

1　受領締約国政府は、送付済秘密情報の紛失又は漏せつの影響を限定するため、自国の国内法令及び政策に基づき、全ての適当な措置をとる。

2　提供締約国政府は、送付済秘密情報のあらゆる紛失又は漏せつ及び紛失又は漏せつの疑いについて直ちに通報されるものとし、受領締約国政府は、自国の国内法令及び政策に従って、状況を特定するために調査を行い、及び適当な措置をとる。

3　2に規定する調査の結果及び再発を防止するためにとられる措置に関する情報は、書面により提供締約国政府に提供される。

第十六条　この協定の実施取決め

権限のある当局は、その権限の範囲内で、この協定に従属し、かつ、補足的な規定を定める実施取決めを相互に決定することができる。

第十七条　協議及び紛争の解決

1　両締約国政府は、この協定の実施に関し相互に協議するものとし、いずれの締約国政府も、そのような協議のために他方の締約国への訪問を要請することができる。

2　この協定及び実施取決めの解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によってのみ解決されるものとする。

3　両締約国政府の権限のある当局は、実施取決めの実施に関して生ずる紛争を、当該権限のある当局の間の協議によって解決するものとする。

4　3の規定に従って紛争を解決することができない場合には、当該紛争は、2の規定に従って解決されるものとする。

第十八条　費用

各締約国政府は、自国の国内法令及び政策並びに予算に従い、この協定に基づく自国の義務の履行において生ずる自己の費用を負担する。

第十九条　最終規定

1　この協定は、この協定の効力発生のために必要なそれぞれの内部手続が完了した旨を相互に通告するために交換する外交上の公文の日付のうち、最後の日付の日に効力を生ずる。

2　この協定は、両締約国政府の間の書面による合意によって改正することができる。

３　この協定は、一年間効力を有し、その効力は、毎年自動的に延長されるものとし、いずれの締約国政府も、他方の締約国政府に対し、この協定を終了させることができる旨を書面により通告することができる。この場合には、終了は、当該他方の締約国政府がその通告を受領した後九十日目の日に効力を生ずる。

４　この協定が終了した場合においても、この協定に従って提供された全ての送付済秘密情報は、引き続きこの協定の規定に従って保護される。

二千二十年十二月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
茂木敏充

ニュージーランド政府のために
ジュリエスト・コリンズ

○外務省告示第百四十六号

月十八次の旅券法第十九条第一項第一号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記旨頭に記載の年月日に条八旅券は、令和八年四月十七日に返納されたが、同法第八条第一項第八

同評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストの絶滅危惧ＩＢ類であるホトケドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類のマルタニシ、準絶滅危惧であるヒクイナ、オオタカ、トウキョウダルマガエル、エノキカイガラキジラミ、キバラハキリバチ、ナガオカモノアラガイ、カジカ、コオイムシ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類であるミズタカモジ、準絶滅危惧であるウスゲチョウジタデ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。

本件事業がこれら動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、トウキョウダルマガエル、コオイムシ、マルタニシ等生息環境に直接的な改変が生じる種については、起業者は工事の実施前に捕獲し、近傍の類似環境に移設することとし、ホトケドジョウ、カジカ等の主たる生息環境に直接的な改変が生じない種及び植物については、造成工事に伴う水の濁りにより影響が生じる可能性があることから、起業者は沈砂池等において一時貯留した後に公共用水域に排水することとしている。

なお、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、神奈川県教育委員会と協議の上、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、老朽化した現車両所を移転し新たに建設する事業であり、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）等に基づき設計され、起業者にとって必要不可欠なものであると認められることから、その事業計画は妥当であると認められる。また、本件事業の起業地の位置については、自社保有施設での施設更新可否を検討し、保有敷地での増築又は建替が不可能であるとして、新車両所の建設予定地について、技術的、社会的及び事業継続性の観点から、申請案を含む７案を新車両所建設予定地の選定の候補として検討が行われている。

申請案と他の６案を比較すると、周囲のほとんどが水田で土地利用に与える影響は少なく、留置線より上り方向への列車出発がスムーズなためラッシュ時の迅速な増便が可能であること、北側には都市計画道路が整備予定であり、適切な幅員を有する道路への接道が可能であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事並びに農業用道路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現車両所は老朽化が進み、検査修繕前に短い編成に分割する作業が生じるなど非効率な状況であることや設備機械の停止により検修作業が不可能となった場合、安全な列車運行を維持できなくなることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　伊勢原市役所都市部都市政策課

○関東地方整備局告示第百七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十七日　　関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百四十六号	伊勢原市上粕屋字的場二八一番一地先から同市上粕屋四百七十八番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局事務所

供用開始の期日　令和八年四月十七日

○四国地方整備局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十七日　　四国地方整備局長　奥田　晃久

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号

(三)　道路の区域

区間	後変別前	敷地の幅員	延長
下高知字兎猪岡々日高村三九番一分字水月二四九番一から同村番一まで	後前	一一四五・八九・八〇〇ｓｓ二二四三九・六六ニル	〇〇キロメートル〇〇メートル八八八八ル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十七日　　四国地方整備局長　奥田　晃久

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十二号及び三百十八号

(三)　道路の区域

区間	後変別前	敷地の幅員	延長
吉野川市鴨島町六鴨一番二まで	後前	一一・二二ｓｓ一二四〇・八六六五ル	〇〇キロメートル〇〇メートル六六五五ル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十七日　四国地方整備局長　奥田　晃久

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十三号	高知県高岡郡日高村下分字大田三三〇番一から同村下分字兎猪野々三九番一まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月十七日

○四国地方整備局告示第四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十七日　四国地方整備局長　奥田　晃久

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十二号及び三百十八号	吉野川市鴨島町鴨島字本郷一九一番一から同市鴨島町鴨島字本郷一六九番一まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月十七日

○九州地方整備局告示第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月十七日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　遠賀広域都市計画道路事業三・三・四十八―三号芦屋・水巻・中間線

三　事業施行期間　自令和八年四月十七日至令和十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　福岡県遠賀郡水巻町吉田東一丁目及び二丁目地内

使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、都市計画道路事業の施行について次のとおり告示する。

令和八年四月十七日　沖縄総合事務局長　小八木大成

一　都市計画事業の種類及び名称　中部広域都市計画道路事業３・４・１号国道３３０号

二　施行者の名称　国土交通大臣

三　事業所の所在地　沖縄県那覇市おもろまち二丁目一番一号（内閣府沖縄総合事務局南部国道事務所）

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

国会事項

衆議院

質問書転送

四月十五日次の質問主意書を内閣に転送した。

非関税障壁に関する質問主意書

米国のイラン攻撃の法的評価と在日米軍に関する再質問主意書

加工肉の発がん性、国家公務員の非正規職員についての衆議院内閣委員会質疑に関する質問主意書

議事日程

四月十六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第九号

令和八年四月十六日（木曜日）

午後一時開議

第一　環境省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四　農林中央金庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五　農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第六　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）

―――――――――――――

一　防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

参議院

質問主意書提出

四月十五日議員から次の質問主意書が提出された。

地方自治の本旨と地方公務員の兼業特例の関係に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三四号）

質問主意書転送

四月十五日次の質問主意書を内閣に転送した。

日本国国章損壊罪の制定に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第三三号）

人事異動

内閣

判事兼簡易裁判所判事に任命する（四月十三日）

井上　直哉

○財務大臣臨時代理

国務大臣　林　芳正

財務大臣片山さつき海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　林　芳正

内閣府特命担当大臣片山さつき海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を命ずる（以上四月十五日）

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　谷川　仁彦

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（国家安全保障局））に昇任させる

簡易裁判所判事兼判事に任命する（以上四月十一日）

向井香津子	品田　幸男	上田　洋幸
大澤　知子	鎌野　真敬	佐藤　英彦
篠原　礼	清水　克久	杉浦　正樹
中島　基至	野村　賢	前澤　達朗
水上　周	武部　知子	西村康一郎
杜下　弘記	古谷健二郎	村主　幸子
廣澤　諭	佐藤　卓生	國分　晴子
三上　孝浩	湯川　克彦	小松　芳
篠原　康治	桃崎　剛	茂木　典子
佐藤　弘規	佐野　信	村主　隆行
永山　倫代	森　剛	森脇江津子
結城　剛行	吉田純一郎	岩﨑　邦生
髙橋　綾子	松山　昇平	松永　栄治
渡部　市郎	伊丹　恭	大寄　淳
奥野　寿則	西川　篤志	島戸　真
寺本　佳子	中川　綾子	畑口　泰成
山本由美子	福島　恵子	飯野　里朗
水野　将徳	中尾　佳久	増田　吉則
吉岡　茂之	関根　規夫	西岡　繁靖
鈴嶋　晋一	小松本　卓	松田　道別
小川　直人		

判事兼簡易裁判所判事に任命する（各通）

冨上　智子

（海上保安庁警備救難部付）海上保安官　枝村　和茂
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））に併任する
（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））内閣事務官　伊藤　智人
内閣官房副長官補付に併任する
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　伊藤　智人
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に併任する
（海上保安庁警備救難部付）海上保安官　市山　卓己
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））の併任を解除する
（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）（併）内閣官房副長官補付）内閣事務官　舟橋　清次
内閣官房副長官補付の併任を解除する
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　舟橋　清次
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））の併任を解除する（各通）
（防衛省航空幕僚監部運用支援・情報部情報課付）１等空佐　坂本　大地
兼官を免ずる
（海上保安庁大阪海上保安監部長）海上保安官　藤吉　克博
（海上保安庁東京海上保安部長）同　奥　武
（海上保安庁門司海上保安部長）同　稲田　健二
（海上保安庁警備救難部警備課長）同　桑原　裕志
内閣事務官（内閣官房副長官補付）に併任する（各通）
（海上保安庁横浜海上保安部長）同　松川　勝紀
（海上保安庁大阪海上保安監部長）同　宮本　勝通
（海上保安庁東京海上保安部長）同　中田　光昭
（海上保安庁警備救難部警備課長）同　田中航二郎
内閣事務官（内閣官房副長官補付）の併任を解除する（各通）（以上四月十五日）

公正取引委員会

（審査局審査長（第三審査長））内閣府事務官　十川　雅彦
経済取引局取引部取引適正化検査管理官に配置換する
（審査局管理企画課企画室長）同　久保田卓哉
審査局審査長（第三審査長）に昇任させる
（経済取引局調整課企画官）同　牟田　和弥
審査局管理企画課企画室長に配置換する
（経済取引局取引部企業取引課企画官（執行連携担当））同　武田　雅弘
経済取引局取引部取引適正化検査管理官のもとの上席取引適正化検査官（第一上席取引適正化検査官）に配置換する
（経済取引局取引部企業取引課上席取引適正化検査官）同　唐澤　斉
経済取引局取引部取引適正化検査管理官のもとの上席取引適正化検査官（第二上席取引適正化検査官）に配置換する
（経済取引局取引部取引企画課フリーランス取引適正化室長）同　小林　慎弥
経済取引局取引部企業取引課フリーランス取引適正化室長に配置換する
（九州事務所総務課長）同　伊藤　雅弘
九州事務所取引適正化管理官に昇任させる
（経済取引局取引部企業取引課上席取引適正化検査官）同　関根　由詔
官房付に配置換する（以上四月八日）
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引適正化検査管理官のもとの上席取引適正化検査官（第四上席取引適正化検査官）に採用する（四月九日）
（官房付）内閣府事務官　関根　由詔
中小企業庁に出向させる（四月十三日）
（近畿中国四国事務所四国支所総務課長）内閣府事務官　高木　勝
経済取引局取引部取引適正化検査管理官のもとの上席取引適正化検査官（第三上席取引適正化検査官）に昇任させる
（審査局審査長（第一審査長）のもとの審査専門官（審査長補佐（総括担当））同　奥村　正和
中部事務所取引適正化管理官に昇任させる（以上四月十四日）

皇室事項

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の愛媛県へ行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　五月十六日
皇居（乾門）御出門
東京国際空港御発　特別機
松山空港御着
大洲市長浜保健センター（愛媛県立長浜高等学校水族館）
ＡＮＡクラウンプラザホテル松山
お泊所　ふなや

第二日　五月十七日
愛媛県総合運動公園陸上競技場（ニンジニアスタジアム）
愛媛県立とべ動物園
愛媛県総合運動公園陸上競技場（ニンジニアスタジアム）
愛媛県総合運動公園（第七十六回全国植樹祭会場）
愛媛県総合運動公園陸上競技場（ニンジニアスタジアム）
愛媛県武道館（第七十六回全国植樹祭荒天会場）
愛媛県産業技術研究所窯業技術センター
愛媛県産業技術研究所窯業技術センター以下当初の第二日の御日程に同じ。

第一日五月十六日特別機が欠航の場合は、東京御発を翌十七日とし、同日の御日程を次のとおり変更する。

皇居（乾門）御出門
東京国際空港御発　特別機
松山空港御着
愛媛県総合運動公園陸上競技場（ニンジニアスタジアム）
愛媛県総合運動公園（第七十六回全国植樹祭会場）
愛媛県総合運動公園以下当初の第二日の御日程に同じ。

第二日五月十七日第七十六回全国植樹祭会場が愛媛県武道館に変更になる場合は、同日の御日程を次のとおり一部変更する。

愛媛県総合運動公園陸上競技場（ニンジニアスタジアム）
愛媛県立とべ動物園
愛媛県総合運動公園陸上競技場（ニンジニアスタジアム）
愛媛県武道館（第七十六回全国植樹祭荒天会場）
愛媛県産業技術研究所窯業技術センター
愛媛県産業技術研究所窯業技術センター以下当初の第二日の御日程に同じ。

信任状捧呈式

四月十五日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在東ティモール特命全権大使マリア・テレジニャ・ダ・シルヴァ・ヴィエガスの信任状捧呈式を行われた。

四月十五日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在オーストリア特命全権大使シグリッド・ベルカの信任状捧呈式を行われた。

行幸啓

天皇皇后両陛下は、四月十四日午後二時二十五分御出門、二〇二六年　日本国際賞（Japan Prize）授賞式に御臨席のため、新国立劇場（渋谷区）へ行幸啓、同五時二十三分還幸啓になった。

行幸

天皇陛下は、四月十四日午後六時三十五分御出門、二〇二六年　日本国際賞（Japan Prize）晩餐会に御臨席のため、オークラ東京（港区）へ行幸、同九時四十分還幸になった。

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、東北地方整備局及び同局新庄河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和８年４月17日

東北地方整備局長　西村　拓

1　河川の名称、河川管理施設の名称又は種類及び河川管理施設の位置

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置
最上川水系最上川	右岸堤防	山形県新庄市大字本合海字本合海110番３地先から山形県新庄市大字本合海字本合海34番地先まで

2　管理を行う者の氏名及び住所

氏名　道路管理者　山形県知事　吉村美栄子

住所　山形県山形市松波二丁目８番１号

3　管理の内容

(1)　道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2)　路肩に接する法面等で、当該路肩から法長１メートルまでの範囲内にあるものについての維持

(3)　原則として道路専用施設に係る災害復旧

4　管理の期間　令和８年４月１日から道路の存続する日まで

最上川水系最上川	左岸堤防	山形県最上郡戸沢村大字蔵岡字矢筈2616番２地先から山形県最上郡戸沢村大字蔵岡字堀田沢1236番２地先まで

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十七日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類及び路線名　一般国道　一号

(二)　占用を制限する区域　新庄市五日町字一本柳一一四〇番一地内　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

(三)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(四)　占用の制限の開始の期日　令和八年四月十七日

近畿地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十七日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類及び路線名　一般国道　一号

(二)　占用を制限する区域　天童市大字山口字原ノ前一九五七番一一から同市大字山口字梨木前一四二二番一まで　〃　〃　四十八号　〃

(三)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年五月八日

(七)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

四国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十七日

四国地方整備局長　奥田　晃久

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号

(三)　占用を制限する区域　高知県高岡郡日高村下分字大田三三〇番１から同村下分字兎猪野々三九番１まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年四月十七日

(七)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十七日

四国地方整備局長　奥田　晃久

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十二号

(三)　占用を制限する区域　吉野川市鴨島町鴨島字本郷一九一番一から同市鴨島町鴨島字本郷一六九番一まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月十七日

(七) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十七日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 占用を制限する区域　区域備考

臼杵市野津町大字野津市字白山二〇五四番一から同市野津町大字野津市字岩上二三四〇番一まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月十八日

(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

静岡労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃（令和５年静岡労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年４月17日　　静岡労働局長　國分　一行

１　適用する家内労働者　静岡県の区域内で車両電気配線装置製造業に係る業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の業務欄、内容欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

業　務	内　容	規　格	金	額
カプラー差し	電線の端末に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。	15センチメートル以下の電線について行うもの	１本につき	45銭
		15センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	１本につき	54銭
		50センチメートルを超え２メートル以下の電線について行うもの	１本につき	62銭
		２メートルを超える電線について行うもの	１本につき	76銭
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	１本につき	32銭
		15センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの	１本につき	67銭
		50センチメートルを超え１メートル以下のチューブについて行うもの	１本につき	76銭
キャップ通し	電線の端末に取り付けられた端子に絶縁キャップをかぶせることをいう。		１個につき	57銭

（注）「カプラー差し」は端子１本について、「チューブ通し」はチューブ１本についての金額をいう。

４　効力発生の日　令和８年５月17日

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第一項第一号による基本調査を行って地図及び簿冊を作成したので、同法第十七条第一項の規定により公告する。なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和八年四月十七日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　地図及び簿冊の名称

令和七年度効率的手法導入推進基本調査図原図案及び令和七年度効率的手法導入推進基本調査簿案

二　前項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　埼玉県日高市の一部

三　閲覧期間　公告の日から二十日間（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。）

四　閲覧時間　閲覧期間中毎日の午前十時から午後五時まで

五　閲覧場所　次表のとおり

第１項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域	閲覧場所
埼玉県日高市	東京都千代田区霞が関二丁目１番三号 国土交通省政策統括官付地理空間情報課 電話　〇三（五二五三）八三八三

六　閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、右記の閲覧期間内に、国土交通大臣に対し、訂正の申出をすることができる。

七　誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１号
神戸市西区水谷２－14－27カーサM．Y．KⅢ103
清算株式会社　株式会社ボールドカンパニー
代表清算人　山中　徳治
1　決定年月日　　令和８年３月31日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所明石支部

令和８年（ヒ）第３号
熊本市中央区迎町二丁目２番１５号
清算株式会社　株式会社貝島商店
代表清算人　千葉康博
1　決定年月日　令和8年3月31日
2　主文　清算株式会社につき、特別清算の開始を命ずる。
熊本地方裁判所民事第１部

令和８年（ヒ）第８号
兵庫県姫路市広畑区東新町三丁目119番地の１
清算株式会社　富士機工株式会社
代表清算人　三宅　隆子
1　決定年月日　令和８年４月２日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（ヒ）第４号
岡山県倉敷市水島海岸通二丁目１番１０号
清算株式会社　株式会社高砂商会
代表清算人　仁科慎太郎
1　決定年月日　令和８年４月２日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岡山地方裁判所倉敷支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０４８号
東京都中央区日本橋本石町４丁目２番16号
清算株式会社　ステークホルダー１株式会社
1　決定年月日　令和８年４月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

令和７年（ヒ）第２１０５号
東京都千代田区東神田１丁目８番１１号
清算株式会社　株式会社神田クラフトインダストリー
1　決定年月日　令和８年４月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第２号
静岡県榛原郡吉田町神戸３２７７番地の２
清算株式会社　株式会社フジタ
1　決定年月日　令和８年４月１日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所民事第２部

再生手続開始

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

令和八年四月十七日
茨城県牛久市ひたち野西三丁目一七番地一五―三Ｃ
（甲）合同会社サンライズアセット
代表社員　新田　雅之
東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤビル二Ｆ
（乙）合同会社ニューウェスト
代表社員　新田　雅之

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載日付　令和七年十二月十六日
掲載頁　五十六頁（号外第二七四号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和八年四月十七日
栃木県宇都宮市宮の内四丁目一八九番地
（甲）株式会社ガスワン北関東
代表取締役　田村　亮太
群馬県太田市尾島町一〇七番地
（乙）有限会社小堀商店
代表取締役　青木　淳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
甲は会社法第七九六条第二項の規定に基づき、乙は同第七八四条第一項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を行うことを決定しております。また、甲は、乙の全株式を保有しておりますので、この吸収合併に際して株式、金銭等の交付は行わず、資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年三月三十日
掲載頁　九頁

令和八年四月十七日
東京都中央区銀座七丁目五番五号
（甲）株式会社資生堂
東京都中央区銀座七丁目五番五号
代表執行役　藤原憲太郎
（乙）資生堂クリエイティブ株式会社
代表取締役　橋本　美月

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
甲は会社法第七九六条第二項の規定に基づき、乙は同第七八四条第一項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を行うことを決定しております。また、甲は、乙の全株式を保有しておりますので、この吸収合併に際して株式、金銭等の交付は行わず、資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年三月三十日
掲載頁　九頁
令和八年四月十七日
東京都中央区銀座七丁目五番五号
（甲）株式会社資生堂
東京都中央区銀座七丁目五番五号
代表執行役　藤原憲太郎
東京都中央区銀座七丁目五番五号
（乙）資生堂インタラクティブビューティー株式会社
代表取締役　笹間　靖彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日本経済新聞
掲載の日付　令和八年三月二十五日
掲載頁　四十二頁
（乙）https://data-viz-lab.com/
令和八年四月十七日
東京都中央区日本橋兜町七番一号
（甲）株式会社ＱＵＩＣＫ
代表取締役　松本　元裕
東京都港区海岸一丁目七番一号八階ビジネスエアポート竹芝ＲＯＯＭ二四
（乙）データビズラボ株式会社
代表取締役　永田ゆかり

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年五月十二日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十日
掲載頁　一四〇頁（号外第一三八号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十二月二十六日
掲載頁　七十一頁（号外第二八六号）

令和八年四月十七日
福岡県福岡市東区箱崎ふ頭三丁目四番四六号
（甲）九州東邦株式会社
代表取締役　小玉　康二
福岡県久留米市中央町三五番地一八
（乙）株式会社スカイメディカル九州
代表取締役　三井所嘉彦

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の不動産事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月六日
掲載頁　五十六頁（号外第八十一号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月十七日
川崎市幸区北加瀬一丁目一五番五号
（甲）興菱梱包運輸株式会社
代表取締役　寺嶋　昌幸
川崎市幸区北加瀬一丁目一五番五号
（乙）株式会社ＫＯＲＹＯ
代表取締役　寺嶋　昌幸

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ハーフプラス（住所東京都大田区山王四丁目九番二三号）に対して当社の有価証券・不動産投資事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月十七日
福井県坂井市坂井町田島第五号二〇番地二四
有限会社トゥエンティ
代表取締役　丹尾　泉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十七日
茨城県水戸市宮町一丁目二番四号ＭＹＭビル三階
ストレスカウンセリング＆コンサルティング合同会社
代表社員　神白　翼

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月二十日であり、組織変更後の商号はＬｉｎｋ　ｓｔａｒｔ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十七日
東京都渋谷区代々木二丁目二一番三号、二〇一
合同会社Ｍｅｄｉａ　ｓｅｅ
代表社員　原田　智浩

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十七日
東京都品川区西五反田一丁目二六番二号
五反田サンハイツ九一一
Ｍｐ　Ｔｒａｄｉｎｇ合同会社
代表社員　荒木健太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十七日
神奈川県鎌倉市山ノ内七八一番地一
三孫商店合同会社
代表社員　梅澤　範子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月二十日であり、組織変更後の商号は株式会社黄月とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十七日
愛知県岡崎市柱曙二丁目二番地一
合同会社ＬＯＯＰ
代表社員　杉浦　一美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十七日
福岡市中央区白金一丁目二番二一号　福岡渡辺通第一ビルディング五階
合同会社エス・シー・ワークス
代表社員　南　昌吾

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＮＩＲＡＩホールディングスとします。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十七日
沖縄県宮古島市平良字久貝七二一番地八
合同会社Ｃ－Ｈｏｍｅ
代表社員　平戸　新也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七一〇万四千円減少して一千万円とし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月二十五日であり、株主総会の決議は、令和八年五月二十五日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年四月十七日
東京都中央区日本橋本町三丁目七番二号
サスメド株式会社
代表取締役　上野　太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を令和八年一月三十一日時点の資本金五千八百九十三万七千百七十一円から八百九十三万七千百七十一円を減少し、五千万円とすることにいたしました。

また、令和八年二月一日から減資の効力発生日までの日を払込又は給付期日とする株式の発行があった場合には、当該株式発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、令和八年二月一日から減資の効力発生日までの期間に当社が発行している新株予約権が行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う株式発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、最終的な資本金の額を五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、株主総会の決議は令和八年三月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年五月二十二日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

令和八年四月十七日
東京都渋谷区桜丘町二〇番一号
株式会社ワンキャリア
代表取締役社長　宮下　尚之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百九十九万円減少し九百九十九万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月十七日
広島県三次市上田町一一七四〇番地三
有限会社平田観光農園
代表取締役　平田　克明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月十七日
徳島県板野郡上板町引野字門田一七番地の一
前田建設有限会社
代表取締役　新見砂代子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千九百五十二万五百円、資本準備金の額を二億四千九百五十二万五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月四日

掲載頁　八十九頁（号外第二四三号）

令和八年四月十七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

ＵＰＷＡＲＤ株式会社

代表取締役　金木　竜介

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十億三千十万六千八百円、資本準備金の額を三十億三千十万六千八百円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年四月十七日

福岡市東区馬出一丁目一番一一号

日本乾溜工業株式会社

代表取締役　兼田　智仁

配当公告

大阪市港区福崎一丁目二番二七号

破産者　昌一金属株式会社

右の者に対する大阪地方裁判所令和六年（フ）第四八〇〇号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二、三八〇、二七四、〇二四円

一、配当することのできる金額

金二、三二〇、三八九、五一七円

令和八年四月十七日

大阪市北区中之島二丁目二番七号中之島セントラルタワー二四階弁護士法人第一法律事務所　破産管財人　弁護士　宮本　圭子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.web-kokoku.jp/11087/11087.html

令和八年四月十七日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

Ｇｅｍｉｎｉ特定目的会社

取締役　福永　隆明

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を九億三千万円減少して五千万円とすることとしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001134/cm78/

令和八年四月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

名古屋・ホテル・インベストメンツ特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百七十二億円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

http://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=16128193

令和八年四月十七日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

サンライズ印西フォー特定目的会社

取締役　坂口　大祐

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0047/index.html

令和八年四月十七日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｓｃａｌａ特定目的会社

取締役　鄭　武壽

債権申出の公告（第一回）

当社は、平成十一年十二月二十九日付で破産手続き終結決定により解散しましたが、残余財産分配のため、令和七年九月十六日、東京地方裁判所（令和七年（ヒ）第五八一号）により当職が清算人に選任されました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十七日

東京都江戸川区瑞江二丁目八番三号

株式会社渡幸建設

代表清算人　棚田　章弘

債権申出の公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和八年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和八年四月十七日

茨城県小美玉市野田一五四二番地

タカノフーズ株式会社

確定給付企業年金清算人　分目　賢敏

債権申出の公告（第三回）

当規約型確定給付企業年金は、令和八年四月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十七日

東京都千代田区岩本町二丁目四番三号

セントラルソフト株式会社

確定給付企業年金清算人　松尾　花江

債権申出の公告（第三回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により令和八年四月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十七日

三重県四日市市川尻町一〇〇

ＪＳＲグループ企業年金基金

清算人　小西　伸和

債権申出の公告（第三回）

当企業年金基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十七日

三重県四日市市川尻町一〇〇番地

ＪＳＲ企業年金基金

清算人　岩上　誠

訂正公告

農事組合法人いわどに係る令和八年四月十四日（号外第八十七号）掲載の解散公告（第一回）中、「令和八年二月十一開催」とあるは「令和八年二月十一日開催」の誤りにつき訂正します。

令和八年四月十七日

扱　店